

市民のみなさんにお知らせしたい情報を拡大して掲載しています。

所得段階別介護保険料(平成27年度～29年度)

所得段階	対象者	保険料率	保険料(年額)	※参考第5期保険料(年額)
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の方	0.40	23,670円	23,900円
	世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方			29,880円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方	0.69	40,830円	41,230円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	0.75	44,370円	44,820円
第4段階	世帯の誰か(配偶者など)が市町村民税課税で、かつ、本人が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.83	49,110円	49,600円
第5段階(基準額)	世帯の誰か(配偶者など)が市町村民税課税で、かつ、本人が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	1.00	59,160円	59,760円
第6段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の方	1.15	68,040円	68,720円
第7段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	1.35	79,870円	80,670円
第8段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満の方	1.65	97,620円	98,600円
第9段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	1.90	112,410円	113,540円
第10段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上1,000万円未満の方	2.00	118,320円	119,520円
第11段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の方	2.20	130,160円	131,470円

※平成29年度は、消費税の増税の実施により、低所得者保険料負担軽減が拡大される予定です。

第6期介護保険料基準額

第6期(平成27年度～29年度)の介護保険料基準額(月額)は4,930円で、第5期と比べ50円の減額となります。

第1号被保険者(65歳以上の方)の介護保険料は、市町村ごとに、介護サービスにかかる費用を算定したうえ、前

年の所得により負担能力に応じて段階的に設定されます。本市の第6期の介護保険料は、国の所得段階の見直しに伴って、これまでの実質12段階から11段階に変更しつつ、引き続き負担能力に応じた設定を行っています。なお、介護給付費準備基金を取り崩す

ことにより、第5期と比べ減額となっています。また、平成27年度の制度改正により、国・県・市が新たに公費を投入し、低所得者の負担軽減の強化を図っています(第1段階の保険料率を0.05軽減)。

パブリックコメントの結果をご報告します

平成26年12月～平成27年1月に、計画(案)に対する意見募集を行いました。主なご意見とそれに対する市の考え方を紹介します。

●意見数 2通9件

※市ホームページで全てのご意見(要旨)と市の考え方を掲載しています。

意 「自助」「互助」「共助」「公助」における「自助、互助が原則・大前提」という記載について、介護保険法などの規定により、個人の「介護予防」や「健康の保持増進に努める」ことと、「保険医療・福祉サービス利用」は並列扱いであるため、適切な表現に訂正してください。

答 今後のさらなる高齢者の増加などを踏まえ、制度を維持していくためには、高齢者個々の介護予防や、地域での支えあいがこれまで以上に必要な社会となるという趣旨の記載ですが、誤解を招かないように変更します。

意 介護保険料が第5期に比べ引き下げられる理由を具体的に記述してください。

答 保険料を引き下げられる理由は、第5期中に積み立てることができた介護給付費準備基金を取り崩し、被保険者の方に還元することができ、積み立てることができたのは、被保険者の方が日頃から、介護予防や健康づくりに努めていただいたことによるものと考えています。計画には、この旨を記載します。

計画書を閲覧できます

市ホームページのほか、次の場所でご覧いただけます。

- 期間 4月1日(水)～30日(木)
- 場所 市役所(1階市政情報コーナー、高齢介護課)、保健センター、雁宿ホール、市民交流センター、図書館(本館・亀崎)、各公民館

